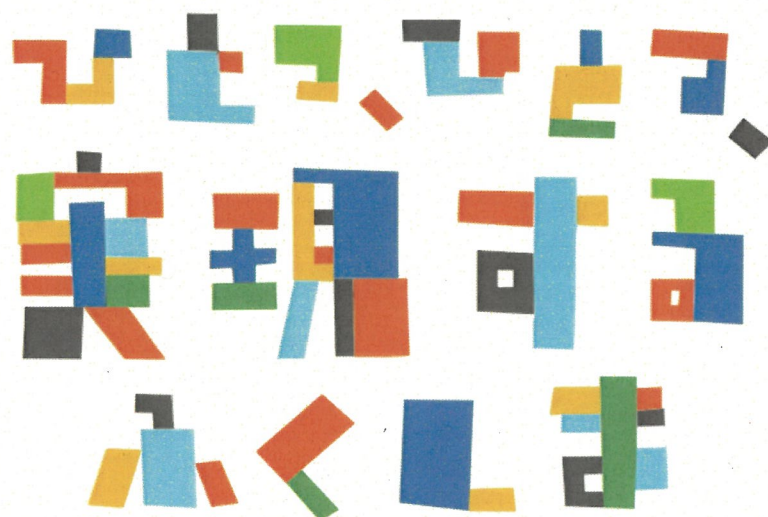


令和7年度 第4回
一般競争入札による県有地売払い
【官公庁オークション】
応募要領



■ 売払物件

- 1 旧猪苗代高校校長公舎敷地

■ 問い合わせ先

財産管理課 024-521-7078

福島県

目 次

1	売払物件	2
2	入札参加者の資格	2
3	入札参加者の資格の確認	3
4	入札参加の手続等	3
5	入札参加資格の確認結果通知	4
6	物件説明会の日時及び場所	4
7	契約予定者の決定方法等	4
8	入札保証金	4
9	契約の締結	5
10	契約保証金	5
11	売買代金の納入等	5
12	入札の取りやめ又は延期	5
13	所有権の移転等	5
14	落札価格等の問い合わせがあった場合の対応について	5
15	その他	5
	物件事項説明書(物件番号1)	6～7
	入札参加申込書等添付書類	8～11
	県有財産譲渡契約書	12～16

物件所在図



1 売払物件

売払物件は、次のとおりです。

物件 番号	(財産名) 所在地	種 目 (現況)	面 積	最低売却価格
1	猪苗代町字雷4665番3 (旧猪苗代高校校長公舎敷地)	土地 (宅地)	184.68㎡	1,600,000円

※入札参加前に必ず物件の下見を行い、現況を確認してください。

2 入札参加者の資格

次に掲げる方以外の方を入札参加資格者とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前期アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のほか、次に掲げる要件に該当するとして警察当局から排除要請を受けた者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 役員等が、暴力団員である者
注 役員等とは、「乙が個人である場合にはその他経営に実質的に関与している者を乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。
 - (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ウ 前記アからイまでに掲げるものの依頼を受けて入札に参加しようとする者

3 入札参加者の資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する方は、紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「KSI」という。）が運営する4(1)に示す官公庁オークションシステムにより、所定の期間内に仮申込みを行ってください。

その後、4(2)に示す受付場所にて一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）他必要書類を期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けてください。

なお、期限までに申込書を提出しない方又は入札参加資格がないと認められる方は、入札に参加することができません。

- (2) 入札参加資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとします。

4 入札参加の手続等

- (1) 仮申込み

KSI官公庁オークションの公有財産売却システムによるインターネット一般競争入札の参加申込みを行ってください。

なお、官公庁オークションに参加される方は、あらかじめIDの取得が必要になります。

また、参加申込みは物件ごとに行う必要があります。

詳細は、該当ホームページで確認してください。

- ア 申込期間

令和7年10月31日（金）午後1時から令和7年11月17日（月）午後2時まで

- イ 申込先

【KSI官公庁オークションホームページ】 <https://kankocho.jp/>

- (2) 本申込み

本申込みとして申請書等の書類を持参又は郵送で提出してください。

- ア 受付期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月17日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

- イ 受付場所

福島県総務部財産管理課（福島市杉妻町2番16号 県庁本庁舎1階）

- ウ 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加申込書 1部

（共同入札の場合は連名とする。使用印鑑は印鑑登録のあるもの。）

- (イ) 添付書類（各証明書等は発行後3か月以内のもの（原本）を添付してください。）

① 個人・・・住所証明書（住民票抄本）、印鑑証明書、誓約書、委任状（※）各1通

② 法人・・・法人登記事項証明書、印鑑証明書、誓約書、役員一覧、委任状（※）
各1通

③ 共同・・・全員の住所証明書（住民票抄本）、印鑑証明書、誓約書、委任状（※）
各1通

※ 委任状（第7号様式）は、該当する場合に提出してください。

法人の場合で、従業員など代表者の代理人が入札するとき（官公庁オークションの参加手続きで、「申込者情報」に代理人情報を入力しています）や、共同入札の場合は、委任状の提出が必要です。

共同入札の場合は、入札参加者全員からの代表者への委任状が必要です。

疑義については、要領末尾の部署へお問い合わせください。

エ その他

書類の提出は、持参又は郵送によるものとします。持参、郵送を問わず、令和7年11月17日(月)午後5時15分必着のものに限り有効とします。

※郵送による場合は、特定記録郵便等配達記録の残る方法により送付願います。

(3) その他

ア 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とします。

イ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しません。

ただし、警察当局への入札参加資格確認(暴力団に関する事)の照会に使用します。

5 入札参加資格の確認結果通知

(1) 入札参加資格の確認結果については、書面で申込者に通知します。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた方は、その理由について書面により説明を求めることができます。説明を求める場合には、令和7年11月27日(木)午後5時15分まで必着で、福島県総務部財産管理課あてにその旨を記載した書面を提出してください。

(3) (2)により書面が提出されたときは、令和7年11月28日(金)までに回答書面を発出します。

6 物件説明会の日時及び場所

入札参加申込者に対し、入札物件及び入札全般、契約等に関して次により説明会を行います。
なお、説明会当日は、応募要領を持参してください。

(1) 日時 令和7年11月27日(木)午後2時00分～

(2) 場所 県庁西庁舎7階717会議室(福島市杉妻町2番16号)

7 契約予定者の決定方法等

売払物件の契約相手方は、KSI官公庁オークションのインターネット一般競争入札により決定します。

(1) 入札の方法等

ア 入札期間

令和7年12月2日(火)午後1時から令和7年12月9日(火)午後1時まで

イ 入札の入力先

KSI官公庁オークションにおける物件ごとのページにて入札してください。

詳細は、該当ホームページで確認してください。

【KSI官公庁オークションホームページ】 <https://kankocho.jp/>

(2) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(3) 落札者の決定

最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

開札の結果、同価格の入札をした者が2人以上いるときには、官公庁オークションのシステムによるくじ(自動抽選)で落札者を決定することとします。

8 入札保証金

入札に当たっては、入札参加者がクレジットカードを用いて支払う方法(以下「オン納付」という。)により、入札保証金を納入いただきます。

入札保証金は、予定価格の100分の10以上で、物件ごとに定められた金額を納付いただきます。

実際の事務処理上は、仮申込み時にカード情報を入力いただければ、KSIが入札参加者分の入札保証金額を担保することとなるため、特別な事情がない限り、落札者以外は入札保証金がクレジットカードから引き落とされることはありません。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の日から14日以内に売買契約を締結していただきます。
- (2) 落札者が落札の日から14日以内に契約しないときは、落札は無効となり入札保証金は県に帰属します。

10 契約保証金

落札者には、次により契約保証金を納入していただきます。

- (1) 契約の締結までに予定価格の額の100分の10以上で定められた額を県発行の納入通知書により納入していただきます。なお、前記8の入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (2) 契約保証金は売買代金の一部に充当します。なお、契約保証金には利息は付しません。

11 売買代金の納入等

- (1) 契約者は、契約締結後24日以内に県発行の納入通知書により売買代金から契約保証金を除いた額の全額を一括して県に納入していただきます。
- (2) 契約者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を県に納入することになります。
- (3) 契約者が納期限までに売買代金を納入しない場合において、県が納入することを不能と認めたときは、契約を解除するものとし、契約保証金は県に帰属します。

12 入札の取りやめ又は延期

- (1) 入札を取りやめ、又は延期する場合においては、福島県庁ホームページ上に掲示することにより公告します。
- (2) 入札参加予定者には、別途通知します。

13 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとします。引渡しは所有権移転の日から14日以内に行います。
- (2) 所有権の移転登記は、土地の引渡し後、買受者の請求により県が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担となります。

14 落札価格等の問い合わせがあった場合の対応について

一般の方から電話等により落札価格等の問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は落札価格を公表します。

落札者が法人の場合は、落札者の住所、氏名及び落札価格を公表します。

15 その他

その他不明な点については、下記の部署にお問い合わせください。

福島県総務部財産管理課(電話024-521-7078)

(様式第1号)

物 件 事 項 説 明 書

		No. 1					
所在地		猪苗代町字雷4665番3(旧猪苗代高校校長公舎敷地)					
地積(実測)		184.68㎡	現況地目	宅地	形状 ・ 状況	不整形地 更地 市道と等高	
地積(登記)		184.68㎡	登記地目	宅地			
接面道路状況		・北側公道 町道43号線(神明町上新町線) 幅員4.0m以上 ・西側に存する幅員1.0m程度の道路は、法定外道路でありセットバックの必要はありません。					
占有物・付属物		・敷地北西部に東北電力設置の電柱が1本あります。 ・西側道路の脇に側溝があります。 ・西側にマンホールがあります。					
土地境界確認		・済み(平成30年3月)					
法規制等	都市計画法及び建築基準法に基づく制限	区域区分	用途地域		建ぺい率	容積率	防火地域・準防火地域等
		非線引都市計画区域	商業地域		80%	400%	法22条区域
交通		・JR磐越西線「猪苗代駅」の北東方約2,200m ・バス停「九軒町角」まで約200m					
周辺地域の設備		電気	東北電力				
		ガス	都市ガス 無し				
		給排水	上水道:北側道路に75mmの本管があります。引込管はありません。 下水道:北側道路に250mmの本管、150mmの引込管があります。				
近隣の状況		・猪苗代町役場まで約1,200m ・猪苗代小学校まで約550m ・スーパーまで約1,200m					
備考		・以前は職員公舎として利用していました。 ・県有地内北西部には東北電力が設置した電柱があります。現在は県と貸付契約を締結していますので、当該契約を承継してください。 ・西側道路の脇にある側溝は県有地に含まれます。 ・県有地西側にマンホールがあります。 ・洪水、土砂災害ハザードマップにおいては、危険地域に含まれていません。その他、猪苗代町作成の火山防災関連マップも確認してください。 ・給排水設備の敷設により新たに引き込み工事をする場合等の費用は買受者の負担となります。 ・埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていません。 ・敷地の地盤強度調査は実施していません。 ・敷地の土壌汚染調査は実施していません。 ・敷地の埋設物調査は実施しておりません。 ・物件は現状の引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去、調査等が必要となる場合は、買受者の負担となります。 ・現地確認及び諸規制の確認は必ず行ってください(現状と記載が異なった場合、現状が優先されます)。					

(様式第2号)

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

福島県知事 様

郵便番号

住 所

ふりがな

申込者 氏 名

印

電話番号 ()

令和7年12月2日～12月9日に執行される下記の県有財産売却一般競争入札(官公庁オークション)に参加したいので、入札参加を申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員一覧に記載した者について、応募要領2の(3)に定める入札参加資格確認(暴力団に関する事)のために警察当局に照会することを承諾します。

記

1 申込物件

物件番号	1
所在地	耶麻郡猪苗代町字雷4665番3
種目等	土地(宅地)
数量	184.68㎡

2 添付書類

(1) 住所証明書

〔個人は住民票抄本
法人は登記事項証明書〕

(2) 印鑑証明書

(3) 誓約書

(4) 役員一覧(法人の場合)

(証明書は、発行日から3か月以内のもの)

3 その他

共同で申し込む場合、申込書は連名とすること。

実印により押印すること。

住所・氏名は住所証明書と同一とすること。

誓 約 書

私は、下記事項に該当しません。

もし、下記事項に該当した場合は、貴県における契約相手方の決定の取消又は停止を受け
ても何等異存ありません。

以上誓約します。

令和 年 月 日

福島県知事

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前期アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のほか、次に掲げる要件に該当するとして警察当局から排除要請を受けた者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア)役員等が、暴力団員である者
注 役員等とは、申込者が個人である場合にはその他経営に実質的に関与している者を、申込者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。
 - (イ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ウ)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ)役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ウ 前記アからイまでに掲げるものの依頼を受けて入札に参加しようとする者

(様式第4号)

役員一覧

会社名

役職名	(フリガナ) 氏 名	性別	住 所	生年月日
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平
			〒	明・大・昭・平

(注)役員一覧には、法人登記事項証明書に記載されている役員全員を記載すること。

(様式第7号)

委 任 状

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所

委任者

氏 名

印

私は、 を代理人と定め、令和7年12月2日～12月9日に執行される
下記物件の入札(官公庁オークション)に関する一切の権限を委任します。

記

1 入札物件

物件番号	1
所 在 地	耶麻郡猪苗代町字雷4665番3
種 目 等	土地(宅地)
数 量	184.68㎡

住 所

受任者

(代理人) 氏 名

印

県有財産譲渡契約書

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県有財産の譲渡について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

（譲渡物件）

第2条 甲は、末尾に掲げる物件（以下「譲渡物件」という。）を乙に売り払うものとする。

（売払代金）

第3条 売払代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に又はその直前までに契約保証金として金（売払代金の10%以上）円を、甲の発行する契約保証金納入通知書により、甲に納入しなければならない。ただし、乙が本契約締結と同時に売払代金を甲に支払ったときはこの限りでない。

2 前項の契約保証金は、金 円を入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償の額、又はその一部としないものとする。

4 第1項の契約保証金には利息を付さないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときには、第1項の契約保証金を売払代金に充当するものとする。

6 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売払代金の支払及び遅延利息）

第5条 乙は、第3条の売払代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入通知書により、その納期限までに甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の納期限までに前項の金額を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（所有権の移転及び登記）

第6条 譲渡物件の所有権は、乙が第3条の売払代金を甲に支払ったときに、甲から乙に移転するものとする。

2 所有権の移転登記については、甲が乙の協力を得て行うものとする。

（譲渡物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定による所有権移転後14日以内に両者の定める日に、譲渡物件をその所在地において乙に引き渡し、乙は普通財産受領書を甲に提出するものとする。

※ 乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条に規定する消費者の場合

(契約不適合責任)

第8条 乙は、譲渡物件に乙の権利に損害をおよぼす又はその恐れのある種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があったときは、引き渡しの日から2年間に限り、民法第562条から第564条の定めるところにより、その不適合を理由とする、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。

※ 乙が消費者契約法第2条に規定する消費者以外の場合

(契約不適合責任)

第8条 甲は、譲渡物件に乙の権利に損害をおよぼす又はその恐れのある種類・品質又は数量に関する契約不適合があっても、その責を負わないものとする。

(危険負担等)

第9条 乙は、本契約締結のときから譲渡物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により、滅失又はき損した場合には、甲に対して売払代金の全部又は一部の支払を拒絶することができ、本契約の全部を解除できるものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約の締結の日から5年間、次の各号に掲げる用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の第10条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿謄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買契約代金の1割)円
- (2) 第10条に定める義務に違反したときは、金(売買契約代金の3割)円

- 2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還及び原状回復)

第14条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに譲渡物件を原状に回復して返還するものとする。ただし、甲が原状に回復させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において譲渡物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により、滅損額に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により譲渡物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記に必要な関係書類を甲に提出するものとする。

(返還金及び利息)

第15条 甲は、前条の規定により譲渡物件が返還されたときは、収納済の売払代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第13条の規定により甲が解除権を行使したときは、乙が譲渡物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(談合による損害賠償)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約の費用)

第19条 乙は、登記等その他本契約に要する費用を負担しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本契約に定めのない事項で約定する必要があるが生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日 ←※契約締結日は契約保証金を納入した日となります。

甲 福島市杉妻町2番16号

福島県

代表者 福島県知事

印

乙 住所

氏名

印

譲渡物件

所 在 地	種 目	地 目 又は 構 造	数 量



お気軽にお問い合わせください。

福 島 県